

# 控訴審準備書面（14）

避難計画の不備が具体的危険を基礎づける理由 – 2つの法的視点から

2024年12月25日

東京高等裁判所

一審原告ら訴訟代理人弁護士 鈴木裕也

## はじめにー原子力災害とは (本書面での言葉の用法)

### 原子力災害とは

原子力緊急事態により国民の生命、身体又は財産に生ずる被害  
(原子力災害対策特別措置法2条1号)

原子力事業者の原子炉の運転等により放射性物質又は放射線が異常な水準で当該原子力事業者の原子力事業所外へ放出された事態(原子力災害対策特別措置法2条2号)

放射性物質が異常な水準で原発外へ放出されること(原子力緊急事態)により国民の生命・身体等に生じる被害のことを「原子力災害」といい、この被害発生を防止することで国民の生命・身体等を保護しようとするのが「原子力災害対策特別措置法」である。

## 本日、私がお話しするテーマ①

### 避難計画の不備を理由とした差止請求が認められるべき理由

#### 【原判決 争点2の関係】

(人格権に基づく原子炉運転差止請求における要件・主張立証責任等)

## 本日、私がお話しするテーマ②

### 争点2における「避難計画の不備」の位置づけ

#### 要件

原子力災害発生による  
生命・身体侵害の**具体的  
危険**がある

争いなし

#### 効果

生命・身体に係る人格権  
に基づく妨害予防請求権  
としての原子炉運転差止  
請求権(訴訟物)が発生

避難計画の不備は、**具体的危険**を基礎づける  
か

→原判決は、これを肯定した

本日、私がお話しするテーマ③

【1】差止請求の要件とされる  
「**具体的危険の解釈(要件解釈)**」からの説明

演繹的説明

避難計画の不備が  
「**具体的危険**」  
を基礎づける理由

【2】避難計画を要求している  
「**原子力災害対策特別措置法**」からの説明

帰納的説明

【1】差止請求の要件とされる  
「具体的危険の解釈(要件解釈)」からの説明

---

## 「具体的危険」の解釈（一般論）

### 人格権侵害の具体的危険（以下「具体的危険」）とは

人格権保護の見地から無視できない損害発生の蓋然性

Q.どの程度の蓋然性があれば、「具体的危険」と認められるか

予期される**損害の性質・程度・範囲**によって変わる

**損害が重大であればあるほど**、要求される蓋然性の程度は**小さくなる**！

＝**僅かな蓋然性であっても**具体的危険が認められる！！

## 「具体的危険」の解釈（本件に即したあてはめ）①

### 原子力災害＝損害の性質・程度・範囲が極大

原子力発電所の大規模な事故は、発電関連施設・設備の壊滅的破壊という**事故そのものが重大**であるだけでなく、放出された放射性物質の拡散・汚染によって、発電所所内の要員を始め**広範な地域の住民等の健康・生命に影響を与え**、市街地・農地・山林・海水を汚染し、経済的活動を停滞させ、ひいては地域社会を崩壊させるなど、**他の分野の事故には見られない深刻な影響をもたらす**という点で、**極めて特異**である。[477頁]

甲G382

中間報告

(本文編)

平成23年12月26日

東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会

原子力災害発生 of 蓋然性は、**最高度の確実さ**で予防・排除される必要

## 「具体的危険」の解釈（本件に即したあてはめ）②

### 「原子力災害は最高度の確実さで防除されなければならない」という前提は、最高裁判決（伊方最判・最判H4.10.29）も前提としている

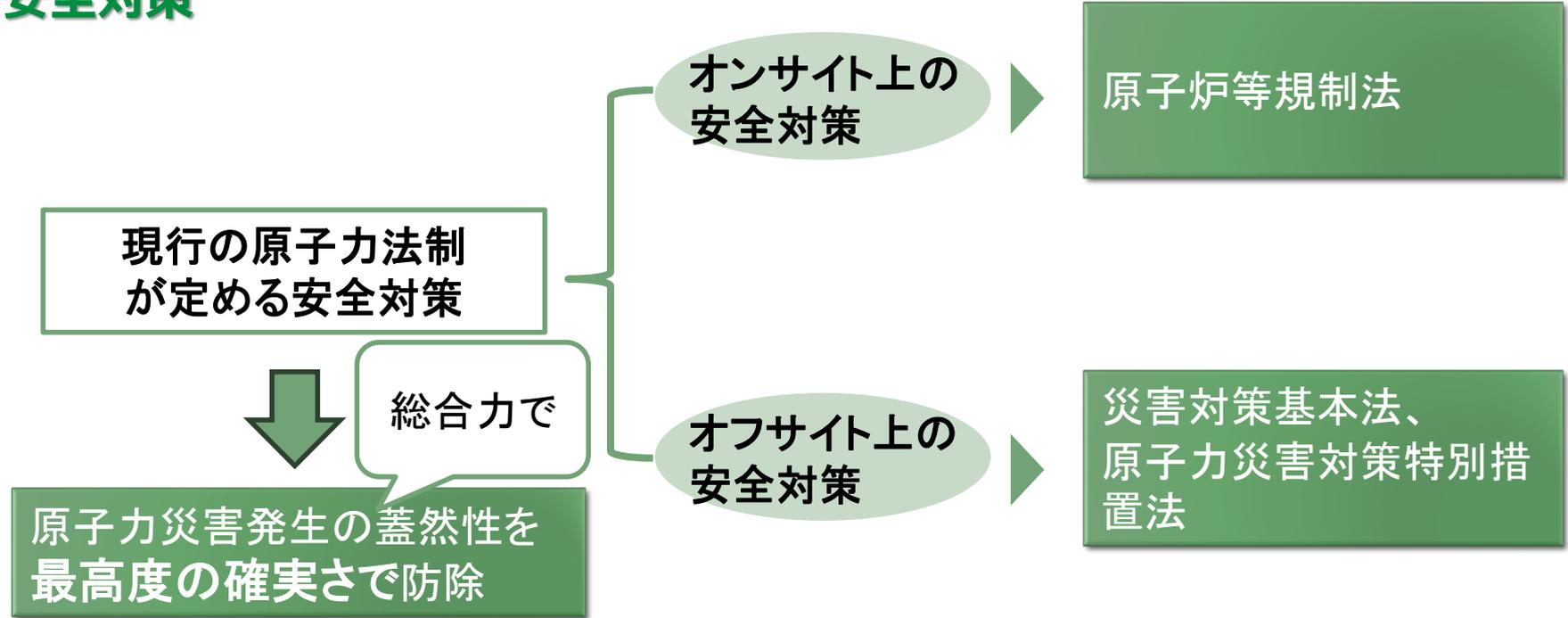
（旧規制法二四条一項三号・同項四号の審査基準について）

「原子炉設置許可の基準として、右のように定められた趣旨は、原子炉が原子核分裂の過程において高エネルギーを放出する核燃料物質を燃料として使用する装置であり、その稼働により、内部に多量の人体に有害な放射性物質を発生させるものであって、原子炉を設置しようとする者が原子炉の設置、運転につき所定の技術的能力を欠くとき、又は原子炉施設の安全性が確保されないときは、当該原子炉施設の従業員やその周辺住民等の生命、身体に重大な危害を及ぼし、周辺の環境を放射能によって汚染するなど、**深刻な災害を引き起こすおそれがあることにかんがみ、右災害が万が一にも起こらないようにするため**、原子炉設置許可の段階で、原子炉を設置しようとする者の右技術的能力並びに申請に係る原子炉施設につき、科学的、専門技術的見地から、十分な審査を受ける。」

「原子力災害発生の蓋然性は最高度の確実さで防除する必要がある」との趣旨

「具体的危険」の解釈（本件に即したあてはめ） ③

「原子力災害発生の蓋然性を最高度の確実さで防除」するために法が定める安全対策



## 「具体的危険」の解釈（本件に即したあてはめ）④

### 現行の原子力法制が定める安全対策は「確立された国際的な基準」（IAEAの「深層防護の考え方」）を踏まえたもの

IAEAの「深層防護の考え方」:

安全に対する脅威から人を守ることを目的として、**5つの防護レベルを用意して、各々の障壁が独立して有効に機能することを求めるもの**（丙Bア25:64頁）

原子力発電所は、炉心に大量の放射性物質を内蔵しており、人と環境に対して大きなリスク源が存在し、かつ、どのようなリスクが顕在化するかの不確かさも大きいという点で、**不確実さに対処しつつリスクの顕在化を着実に防ぐため**、従来から深層防護の考え方を適用することが有効とされており、IAEAにおいても採用されてきた（丙Bア25:64頁）

レベル1: 原発に異常を発生させない

レベル2: 異常が発生しても事故に拡大させない

レベル3: 事故が発生しても放射性物質が外部に放出する事態に発展させないこと

レベル4: 放射性物質が外部放出する事態になっても異常な放出に発展させない

レベル5: 異常な放出に発展しても公衆に対する放射線被害を回避する

レベル1~4 原子炉等規制法

レベル5 災対法及び原災法

## 「具体的危険」の解釈（本件に即したあてはめ）⑤

現行原子力法制が定める安全対策の目的

原子力災害発生の蓋然性を**最高度の確実さで防除**すること

Q.原子力法制上の安全対策のいずれかが欠落し又は不十分であることの意味

**「原子力災害発生の蓋然性を最高度の確実さで防除するための対策が不十分となってしまうこと」を意味**

**「原子力災害からの生命・身体保護の見地から法律が防除すべきとしている程度にまで、原子力災害発生の蓋然性が防除されていない」ということ**

## 「具体的危険」の解釈（本件に即したあてはめ）⑥

Q.現行の原子力法規制が定める安全対策が不十分である場合における原子力災害発生の蓋然性は、同災害からの生命・身体保護の見地から無視できるか

無視することは許されない蓋然性である

【根拠】原子力基本法2条が定める原子力利用の基本方針

同条1項：原子力利用は、**安全の確保を旨として**、民主的な運営の下に、自立的にこれを行うものとし、その成果を公開し、国際協力に資する **安全の確保が第一（最優先）**

同条2項：前項の安全の確保については、確立された国際的な基準を踏まえ、**国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全並びに我が国の安全保障に資することを目的として**、行うものとする。

生命・身体等の保護を目的とする安全確保が最優先である

これが基本方針！！

＝原発稼働による**経済的利益を犠牲にしても生命・身体等保護のための安全が優先**

## 「具体的危険」の解釈（本件に即したあてはめ）⑦ まとめ

- 具体的危険とは、「**原子力災害からの生命・身体保護の見地から無視できない損害発生の蓋然性**」を意味
- 原子力災害は、予期される損害の性質・程度・範囲いずれの要素においても極大であるから、その発生の蓋然性は**最高度の確実さで防除されなければならない**
- 現行の原子力法規制は、**原子力災害発生の蓋然性を最高度の確実さで防除するために**、オンサイト上の安全対策については**原子炉等規制法**で、オフサイト上の安全対策については**災害対策基本法及び原子力災害対策特別措置法**で安全対策を定めている
- 上記各安全対策が欠落し又は不十分である場合には、**原子力災害発生の蓋然性を最高度の確実さで防除するために法律が防除すべきとしている程度まで、原子力災害発生の蓋然性が防除されていない**ということの意味する
- 原子力基本法2条が**原子力利用の基本方針として「生命・身体保護のための安全確保が最優先である」**旨定めている以上、原子力法規制が定める安全対策が不十分である場合における原子力災害発生の蓋然性は、**同災害からの生命・身体保護の見地から無視できない**

災害対策基本法・原子力災害対策特別措置法に基づく措置が不十分である(避難計画が欠落又は不十分である)場合にも、具体的危険は認められるべきである

## 同旨の裁判例（最新）

- 仙台高裁令和6年11月27日判決
- 「原子力発電所（その中核となる原子炉施設）は、原子核分裂の過程において高エネルギーを放出するウラン等の核燃料物質を燃料として使用する装置であり、その稼働により、内部に多量の人体に有害な放射性物質を発生させるものであって、ひとたび重大事故を起こせば、放射性物質の放出、拡散によって、立地場所の周辺のみならず広範な地域の住民等の生命・身体に重大な危害を及ぼし、広範囲の環境を汚染し、経済的活動を停滞させ、ひいては地域社会を崩壊させるなど、他の分野の事故にはみられない深刻な影響をもたらす危険性を有する極めて特異な施設である。そして、このような危険性（リスク）の顕在化を防ぐために、規制法において、原子炉施設の設置、運転等の安全性確保に係る定めを設け、災害対策基本法や原災法において、災害対策に係る定めを設けており、住民の避難等の防護措置に関する事項については、中央防災会議が作成した防災基本計画及び原子力規制委員会が定めた原子力災害対策指針に基づいて作成される地域防災計画等により図られるものとされている…（略）…。」
- 「…（略）…上記法の定め等に照らすと、住民の避難等の防護措置が、上記法の定め等に基づき適切に講じられていないときは、その内容は当該地方公共団体の裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものと評価されるにとどまらず、原子炉施設の有する危険が顕在化する蓋然性が高く、生命・身体に係る人格権が違法に侵害される具体的危険があると事実上推定されると考えられる（同判決17頁～18頁）。」

避難計画の不備は、具体的危険を基礎づけた

【2】避難計画を要求している  
「原子力災害対策特別措置法」からの説明

---

## 問題の所在

Q:「原子炉等規制法に基づくオンサイト上の安全対策が功を奏さずに突破されて原子力災害が発生する蓋然性」は、無視できるのか＝抽象的可能性(机上の空論)と扱ってよいのか

### 被告説

原子炉等規制法に基づく安全対策が適切に実施されている限り、無視できる＝抽象的可能性(机上の空論)と扱ってよい

### 原告説

原子炉等規制法に基づく安全対策が適切に実施されていたとしても、無視できない＝抽象的可能性(机上の空論)と扱うべきではない

Q.なぜ「無視できない」(抽象的可能性と扱うべきではない)のか

### **科学予測の不確実性、原子力災害の甚大性**

※IAEAで深層防護の考え方が採用されているのもこれが理由[丙Bア25:64頁／本スライド11参照]

原判決や前掲・仙台高裁判決も、この点を重視

## 原告説を基礎づける必要性について：原判決255頁～256頁

発電用原子炉施設の事故の原因は、原子炉施設の設計、施工の瑕疵やテロリズムなどの人的要因、地震、津波、火山等の自然現象など、様々なものが考えられる。我が国では、防災対策等として自然現象に対する予測について研究が行われている（略）が、最新の科学的知見によっても、本件発電所の運転期間内において、いついかなる自然災害がどのような規模で発生するかを確実に予測することはできない。

発電用原子炉施設は、人体に有害な多量の放射性物質を発生させることが不可避であり、自然災害等の事象により過酷事故が発生した場合には、広範囲の住民等の生命・身体を侵害する極めて重大かつ深刻な被害を生じさせるものであるところ、上記のとおり発電用原子炉施設の事故の原因となり得る事象は様々で、その発生の予測は不確実なものといわざるを得ないことに照らすと、事故の要因となる自然災害等の事象の発生確率が高いことなど予測困難な事実を具体的危険があることの要件とすることは相当でない。

科学予測の不  
確実性

原子力災害の  
甚大性

原子炉等規制法に基づく安全対策が適切に実施されていたとしても、それが突破されて原子力災害が発生する蓋然性を無視してはならない必要性は明らか

## 原告説を基礎づける法的許容性について 【本題】

Q:「原子炉等規制法に基づくオンサイト上の安全対策が功を奏さずに突破されて原子力災害が発生する蓋然性」を無視してはならないとの解釈の法的許容性は？

### 原子力災害対策特別措置法によって説明可能

- ①原子力災害対策特別措置法の存在自体からの説明
- ②原子力災害対策特別措置法1条の定めからの説明
- ③原子力災害対策特別措置法の制定経緯からの説明

原告説の法律上の根拠①：  
原子力災害対策特別措置法の存在自体からの説明(1)

原子力災害対策特別措置法とは

原子力災害から国民の生命・身体等を保護することを目的として、避難計画その他のオフサイト上の安全対策の適切な整備を、地方公共団体および国ならびに事業者<sup>1</sup>に義務付けている**個別法**

原子炉等規制法オンサイト上の安全対策が**突破された場合に備えて義務付けられている個別法**

【新規制基準の考え方の説明】[丙Bア25:64頁]

(**深層防護**)第5の**防護レベルに関する事項**については、我が国の法制度上、「災害」の一形態としての「原子力災害」に対し、国、地方公共団体、原子力事業者等がそれぞれの責務を果たすこととされており、**災害対策基本法及び原子力災害対策特別措置法**によって措置されている

NREP-0002

丙Bア25

実用発電用原子炉に係る新規制基準の  
考え方について

平成28年6月29日策定  
平成28年8月24日改訂  
平成29年11月8日改訂  
平成30年12月19日改訂  
令和4年12月14日改訂  
原子力規制委員会

原告説の法律上の根拠①：

原子力災害対策特別措置法の存在自体からの説明(2)

Q.原子炉等規制法に基づき適切に実施されたオンサイト上の安全対策が突破された場合における原子力災害発生の蓋然性を無視してよい(抽象的可能性と扱ってよい)ならば、原子力災害対策特別措置法等という個別法は不要では？

例えば.....

- 産廃処分場にはオンサイト上の安全対策は義務付けられているけれど、オフサイト上の安全対策は個別法で義務付けられていない。

**法が無視できないとしている蓋然性を裁判所が無視できるとしてはならない**

**原子力災害だけが**、オンサイト上の安全対策が功を奏しなかった場合におけるオフサイト上の安全対策を**個別法**で義務付けている。

⇒法は、少なくとも原子力災害だけは、オンサイト上の安全対策が突破された場合における同災害発生の蓋然性を**無視できない(抽象的可能性と扱ってはならない)**ものと捉えているということ。

原告説の法律上の根拠②：

原子力災害対策特別措置法 1 条の定めからの説明(1)

### 原子力災害対策特別措置法 1 条の定め

この法律は、原子力災害の特殊性にかんがみ、原子力災害の予防に関する原子力事業者の義務等、原子力緊急事態宣言の発出及び原子力災害対策本部の設置等並びに緊急事態応急対策の実施その他原子力災害に関する事項について特別の措置を定めることにより、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「**規制法**」という。）、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）その他原子力災害の防止に関する法律と**相まって**、原子力災害に対する対策の強化を図り、もって原子力災害から国民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

相乗効果を発揮することで

原告説の法律上の根拠②：

原子力災害対策特別措置法 1 条の定めからの説明(2)

原子力災害対策特別措置法 1 条の意味

原子炉等規制法  
に基づく対策

災害対策基本法  
に基づく対策

原子力災害対策特別  
措置法に基づく対策

これら各対策の相乗効果によって、原子力災害から国民の生命・身体等を保護

原子力災害から国民の生命・身体等を保護するためには、

**原子炉等規制法(オンサイト上の安全対策)と災害対策基本法・原子力災害対策特別措置法(オフサイト上の安全対策)の両方が必要**で、かつ、両方の対策が**相乗効果を発揮することが必要** ということ

オンサイト上の安全対策だけでは保護に不十分という前提に立つ

原告説の法律上の根拠②：  
原子力災害対策特別措置法 1 条の定めからの説明(3)

原子力利用における安全確保にあたって踏まえるべき「**確立された国際的な基準**」(原基法2条2項、原規委設置法1条)

## IAEAの「深層防護の考え方」と同じ考え方

### IAEAの「深層防護の考え方」:

安全に対する脅威から人を守ることを目的として、5つの防護レベルを用意して、各々の障壁が独立して有効に機能することを求めるもの[丙Bア25:64頁]

レベル1: 原発に異常を発生させない

レベル2: 異常が発生しても事故に拡大させない

レベル3: 事故が発生しても放射性物質が外部に放出する事態に発展させないこと

レベル4: 放射性物質が外部放出する事態になっても異常な放出に発展させない

レベル5: 異常な放出に発展しても公衆に対する放射線被害を回避する

各防護レベルが独立して有効に機能することが、  
**「深層防護の不可欠な要素」**であるとされている[丙Bア25:64頁]

原子力災害対策特別措置法1条と同旨

原告説の法律上の根拠②：

原子力災害対策特別措置法 1 条の定めからの説明(4)

原子力災害対策特別措置法1条によれば、

原子力災害から国民の生命・身体等を保護するためには、

**原子炉等規制法(オンサイト上の安全対策)と災害対策基本法・原子力災害対策特別措置法(オフサイト上の安全対策)の両方が必要で、かつ、両方の対策が相乗効果を発揮することが必要**



法が原子炉等規制法だけでは原子力災害から国民の生命・身体を保護するのに不十分といっているのに、裁判所が勝手に不要とすることは、許されない

原告説の法律上の根拠③：

原子力災害対策特別措置法の制定経緯からの説明(1)

Q.原子力災害対策特別措置法はなぜ立法されたのか

**JCO臨界事故発生(平成11年9月30日)の教訓を踏まえて立法された**

平成11年9月30日、(株)JCOのウラン加工施設で臨界事故発生

⇒住民避難や屋内避難が必要な事態に進展

安全審査で「安全」と評価されたのに、原子力災害が発生

事故原因に対する政府答弁(甲G380)

「当該施設の安全審査におきまして、適切な臨界防止策が講じられていることが確認されたことから、臨界事故が発生するおそれがないものと判断がなされたものです。……今回の事故は、事業者において、この安全審査で確認された条件を著しく逸脱した操作が行われたことが直接的な原因であります」

☞原子炉等規制法に基づく安全対策が突破された場合に原子力災害から国民の生命・身体等を保護するために、原子力災害対策特別措置法が制定

原告説の法律上の根拠③：

原子力災害対策特別措置法の制定経緯からの説明(2)

【原判決255頁】

人的要因については猶更、予測不可

発電用原子炉施設の事故の原因は、原子炉施設の設計、施工の瑕疵やテロリズムなどの人的要因、地震、津波、火山等の自然現象など、様々なものが考えられる。 我が国では、防災対策等として自然現象に対する予測について研究が行われている（略）が、最新の科学的知見によっても、本件発電所の運転期間内において、いついかなる自然災害がどのような規模で発生するかを確実に予測することはできない。

JCO臨界事故は、**安全審査で安全とされた施設で発生した原子力災害**

👉 **この歴史的事実の教訓に基づき制定されたのが、原子力災害対策特別措置法**

法が「原子炉等規制法に基づくオンサイト上の安全対策が突破されて原子力災害が発生する蓋然性」を抽象的可能性（机上の空論）と扱っていないことは明らか

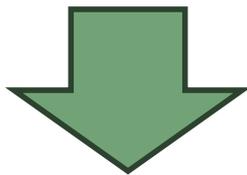
原告説の法律上の根拠③：  
原子力災害対策特別措置法の制定経緯からの説明(3)

### JCO臨界事故時における政府答弁(甲G381)

国務大臣(深谷隆司君)

辻議員にお答えいたします。

燃料加工工場の事故から、原子力発電所の信頼性を失うような、そんな状態が生まれたことをまことに残念に思っています。原子力発電所は、多重防護で万全を期しているというのが現状であります。



ところがその12年後……

平成23年3月、福島第一原発事故が発生

万が一にも起こしてはならない原子力災害が2回も発生してしまった

## 原告説の法律上の根拠③：

## 原子力災害対策特別措置法の制定経緯からの説明(4)

## 平成23年3月に発生した福島第一原発事故の被害概要[原判決：30~31頁]

福島第一発電所事故の結果、大気中に放射性物質が放出され、その量は、ヨウ素換算（国際原子力指標尺度〈INES評価〉）にして約900PBq（ヨウ素：500PBq，セシウム137：10PBq）とされている。年間5mSv，20mSv以上の空間線量となる可能性のある土地の面積は、それぞれ福島県内の1778km<sup>2</sup>，515km<sup>2</sup>である。避難者数は、平成23年8月29日時点において、警戒区域（福島第一発電所から半径20km圏）で約7万8000人、計画的避難区域（20km以遠で年間積算線量が20mSvに達するおそれがある地域）で約1万0010人、緊急時避難準備区域（半径20～30km圏で計画的避難区域及び屋内避難指示が解除された地域を除く地域）で約5万8510人、合計で約14万6520人に達する。（甲E1・329～331頁）

令和2年3月10日時点においても帰還困難地域は7市町村にわたり（甲G106），復興庁が公表した同年4月9日現在の東日本大震災による避難者数は、全国で約4万4000人であるところ、そのうち自県外への避難者数は、福島県から3万0211人、宮城県から3867人、岩手県から961人となっている（甲G105）。復興庁が公表した平成30年9月30日現在調査結果による東日本大震災における震災関連死の死者数は、1都9県で合計3701人（いずれも同年3月10日まで（震災から7年以内）の死亡である。）に達しているところ、そのうち、福島県が2250人と全体の6割を占め最も多く、次いで宮城県が928人、その次は岩手県の467人である（甲A5）。

## 原告説の法律上の根拠③：

## 原子力災害対策特別措置法の制定経緯からの説明(5)

## 政府事故調査報告書(中間報告)506頁

原子力発電は本質的にエネルギー密度が高く、一たび失敗や事故が起こると、かつて人間が経験したことがないような大災害に発展し得る危険性がある。しかし、そのことを口にすることは難しく、関係者は、人間が制御できない可能性がある技術であることを、国民に明らかにせずに物事を考えようとした。それが端的に表れているのが「原子力は安全である。」という言葉である。一旦原子力は安全であると言ったときから、原子力の危険な部分についてどのような危険があり、事態がどのように進行するか、またそれにどのような対処をすればよいか、などについて考えるのが難しくなる。

「想定外」ということが起こった背景に、このような事情があったことは否定できない。

……想定以外のことがあり得ることを認識すべきである。たとえどんなに発生の確率が低い事象であっても、「あり得ることは起こる。」と考えるべきである。発生確率が低いからといって、無視していいわけではない。起こり得ることを考えず、現実にそれが起こったときに、確率が低かったから仕方がないと考えるのは適切な対応ではない。確率が低い場合でも、もし起きたら取り返しのつかない事態が起きる場合には、そのような事態にならない対応を考えるべきである。今回の事故は、我々に対して、「想定外」の事柄にどのように対応すべきかについて重要な教訓を示している。

原告説の法律上の根拠③：

原子力災害対策特別措置法の制定経緯からの説明(6)

## 政府事故調査報告書(最終報告)413頁

リスクの捉え方を大きく転換すること。これまで安全対策・防災対策の基礎にしてきたリスクの捉え方は、発生確率の大小を判断基準の中心に据えて、発生確率の小さいものについては、安全対策の対象から外してきた。...略...しかし、東日本大震災が示したのは、“たとえ確率論的に発生確率が低いとされた事象であっても、一旦事故・災害が起こった時の被害の規模が極めて大きい場合には、しかるべき対策を立てることが必要である”というリスク認識の転換の重要性であった」「今回のような巨大津波災害や原子力発電所のシビアアクシデントのように広域にわたり甚大な被害をもたらす事故・災害の場合には、発生確率に関わらずしかるべき安全対策・防災対策を立てておくべきである」

## 福島第一原発事故の反省

原子力発電所のシビアアクシデントのように広域にわたり甚大な被害をもたらす事故・災害の場合には、発生確率に関わらずしかるべき安全対策・防災対策を立てておくべきである

原告説の法律上の根拠③：  
原子力災害対策特別措置法の制定経緯からの説明(7)

福島第一原発事故後は、オンサイト上の安全対策が強化されたかもしれないが・・・

【原判決259頁】 []は引用者

[1] 原子炉運転中に事故の要因となる自然災害等の事象がいつどのように生じるかという**予測を確実に行うことはでき [ない]**

[2] **いかなる事象が生じたとしても、発電用原子炉施設から放射性物質が周辺環境に絶対に放出されることのない安全性を確保すること**（いわゆる絶対的安全性を要求すること）は、現在の科学技術水準をもってしても、**達成することは困難**といわざるを得ない

**これらは、福島第一原発事故後の規制強化後も変わらない！**

原告説の法律上の根拠③：  
原子力災害対策特別措置法の制定経緯からの説明(8)

しかも、本件原発は……

津波に対する安全対策の要であるはずの防潮堤に施工不良があったことが、内部告発によって発覚した

☞ 計画に則って適切に工事が行われるはずとの安全審査の前提が覆された

同原発の設置者である一審被告については、過去に、安全審査におけるデータを改ざんしたとして問題となった

☞ 他に施工不良が隠されている可能性も否定できない

原告説の法律上の根拠③：

原子力災害対策特別措置法の制定経緯からの説明(9)

**原子力基本法2条3項**[令和5年6月改正により新設]

エネルギーとしての原子力利用は、国及び原子力事業者(略)が安全神話に陥り、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う東京電力株式会社**福島第一原子力発電所の事故を防止することができなかつたことを真摯に反省した上で、原子力事故(略)の発生を常に想定し、その防止に最善かつ最大の努力をしなければならないという認識に立つて、これを行うものとする。**

福島第一原発事故後に原子炉等規制法に基づき安全対策が強化されたからといって、

**「原子炉等規制法に基づき実施されたオンサイト上の安全対策が万全であるとされた原子力施設においてその対策が突破されて原子力災害に至るという事態が2回も発生した」という歴史的事実を無視し得るものではない**

原告説の法律上の根拠③：

原子力災害対策特別措置法の制定経緯からの説明(10)

【被告説】

「原子炉等規制法に基づきオンサイト上の安全対策が適切に実施されている限り、オンサイト上の安全対策が突破されて原子力災害が発生する蓋然性は無視してもよい(抽象的可能性と扱ってよい)」との考え方



**2回もオンサイト上の安全対策が突破されて原子力災害が発生してしまったという歴史的事実、福島第一原発事故の反省を踏まえるべきとする原子力基本法2条3項等に照らして、著しく不合理と言わざるを得ない！**

## 結論

避難計画の不備は「具体的危険」を基礎づける

避難計画その他の災害対策基本法及び原子力災害対策特別措置法に基づく措置（深層防護・第5の防護レベルの措置）が欠落し又は不十分である場合には、原子炉等規制法に基づくオンサイト上の安全対策が突破されてしまった場合の原子力災害発生の蓋然性が防除されていない

＝原子力災害発生を最高度の確実さで防除するために法律が要求している程度まで、原子力災害発生の蓋然性が小さくなっていない

原子炉等規制法に基づき適切に実施されたオンサイト上の安全対策が突破されて原子力災害が発生する蓋然性は、原子力災害からの生命・身体保護の見地から無視することができない（抽象的可能性と扱われるべきではない）

## 結論

深層防護・第5の防護レベルの措置が欠落し又は不十分である場合における原子力災害発生の蓋然性は、「具体的危険」と評価されるべきである！

よって、  
避難計画に不備がある場合には、  
差止請求が認容されるべきである